

事務連絡
令和元年 9 月 4 日

会員各位

(一社) 熊本県警備業協会
専務理事 西橋 一裕

「警備業法施行規則」「警備員等の検定等に関する規則」「警備員教育を行う者等を定める規程」の改正及び公布について（第 4 報）

質問

主として従事させる警備業務に係る現任講習を、前期に 8 時間しており、さらに主として従事させていない警備業務の業務別教育も 2 時間していた場合、この 2 時間も、規則改正による年度ごと 10 時間の現任教育の時間数に含めることができるか。

答

含めることはできず、令和元年度中に 2 時間以上の現任教育をする必要があります。

例えば、本年度、大型イベントが開催される関係で、主として施設警備に従事している警備員が雑踏警備に従事しなければならない関係で、雑踏警備に関する教育を実施している場合などがあります。

その場合、この雑踏警備に関する教育時間を現任教育に含むことができるかという質疑があり、警察本部に確認したところ、現任教育は基本教育と主として従事させる警備業務に関する業務別教育をすることとなり、質問の「雑踏警備」は、主として従事させる警備業務ではないため、現任教育の時間に含めることはできないとのことでした。

※ 上記内容については、9 月 4 日、警察本部に確認済み。